ファミタウン戸田公園

介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業　運営規程

（事業の目的）

第１条　合同会社ファミタウン戸田公園が設置するファミタウン戸田公園（以下「事業所」という。）において実施する通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「事業従事者」という。）が、要介護状態［要支援状態および事業対象者］の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的にする。

（運営の方針）

第２条　通所介護サービスの提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

第１号通所事業サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

（事業の運営）
第３条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）
第４条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　ファミタウン戸田公園
（２）所在地 埼玉県戸田市下戸田１－１８－２　パティオ戸田公園２F

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第５条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（１）　管理者　１名（常勤職員）介護職員兼務
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
（２）　事業従事者
生活相談員　　１人
介護職員　　２名以上
機能訓練指導員　１名以上
看護師　　１名 看護職員
事業従事者は、事業の業務に当たる。
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の事業従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の事業従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。
看護職員は、事業所の営業日に利用者全員の健康管理を行い、サービス提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図る。

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１） 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３０日～１月３日までを除く。

（２） 営業時間 午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３） サービス提供時間 ①１単位目 午前９時００分から午後０時１５分

②２単位目 午後１時４５分から午後５時００分

（事業の利用定員）

第７条 事業所の利用定員は、１日４０名とする。

１単位目２０名、２単位目２０名

（事業の内容）

第８条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１） 機能訓練

（２） 健康チェック

（３） 送迎

（４） アクティビティ（介護予防） など

（５） 生活指導（相談･援助等） レクレーション等

（利用料等）

第９条 通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）」によるものとする。

２ 第１号通所事業を提供した場合の利用料の額は、「戸田市介護予防・日常生活支援総合第１号通所事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については市の定める額によるものとする。

３ 前１項及び２項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

４ 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

５ 費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

６ 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条 通常の事業の実施地域は戸田市・蕨市・川口市とする。

（衛生管理等）

第１１条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。また、利用者は事業所内で飲酒せず、喫煙は定められた場所ですることとする。

（緊急時等における対応方法）

第１３条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２ 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１５条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、提供した事業に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３ 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２ 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の原則禁止）

第１８条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

２　事業所は、やむを得ず前提の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する事とする。

（業務継続計画の策定等）

第１９条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　通所介護従事者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第２０条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従事者に周知徹底を図る。

２　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

３　通所介護従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント）

第２１条　事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。

１　事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

２　身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

３　個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

４　意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。

１　ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討する。

２　職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努

める。
3　ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

（地域との連携等）
第２２条 事業従事者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（その他運営に関する留意事項）
第２３条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
（１）採用時研修 採用後３ヶ月以内
（２）継続研修 年１回
2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4 事業者は、該当する法律、条令で定める記録を整備し、その定められた日から２年間保存するものとする。
5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ファミタウン戸田公園の代表社員とファミタウン戸田公園の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規程は、平成３０年９月１９日から施行する。

附則
この規程は、令和３年６月１日から施行する。

附則
この規程は、令和５年11月１日から施行する。

附則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。